（取引記録等の作成・保存義務の対象から除外される取引等）

第二十二条　令第十五条第一項第四号に規定する主務省令で定める取引は、次の各号に掲げるものとする。

［一～三　略］

四　その代金の額が二百万円を超える法第二条第二項第四十二号に規定する貴金属等の売買のうち、当該代金の支払の方法が現金以外のもの

五　法第二条第二項第四十三号に規定する業務で現金を内容とする郵便物の受取及び引渡しに係るもの以外のものに係る取引

2　［略］

（法第八条第二項に規定する主務省令で定める方法）

第二十七条　［略］

2　法第二条第二項第四十号に掲げる特定事業者に対する前項第三号の規定の適用については、同号中「法第十一条第三号の規定により選任した者又はこれに相当する者」とあるのは、「特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第百三条第一項第二号の規定により選任した統括管理する者」とする。

（取引時確認等を的確に行うための措置）

第三十二条　法第十一条第四号に規定する主務省令で定める措置は、次の各号に掲げる措置とする。

［一～三　略］

四　顧客等との取引が第二十七条第一項第三号に規定する取引に該当する場合には、当該取引を行うに際して、当該取引の任に当たっている職員に当該取引を行うことについて法第十一条第三号の規定により選任した者の承認を受けさせること。

［五～七　略］

［2～4　略］

（取引記録等の作成・保存義務の対象から除外される取引等）

第二十二条　［同上］

［一～三　同上］

四　その代金の額が二百万円を超える法第二条第二項第四十一号に規定する貴金属等の売買のうち、当該代金の支払の方法が現金以外のもの

五　法第二条第二項第四十二号に規定する業務で現金を内容とする郵便物の受取及び引渡しに係るもの以外のものに係る取引

2　［同上］

（法第八条第二項に規定する主務省令で定める方法）

第二十七条　［同上］

［項を加える。］

（取引時確認等を的確に行うための措置）

第三十二条　［同上］

［一～三　同上］

四　顧客等との取引が第二十七条第三号に規定する取引に該当する場合には、当該取引を行うに際して、当該取引の任に当たっている職員に当該取引を行うことについて法第十一条第三号の規定により選任した者の承認を受けさせること。

［五～七　同上］

［2～4　同上］

（身分証明書の様式等）

第三十三条　法第十六条第一項又は第十九条第三項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書（次項において「身分証明書」という。）の様式は、別記様式第五号のとおりとする。ただし、次の各号に掲げるものについては、この限りでない。

［一・二　略］

三　カジノ管理委員会の職員が立入検査をするときに携帯すべき証明書

2　［略］

（外国通貨によりなされる取引の換算基準）

第三十五条　法、令及びこの命令を適用する場合における本邦通貨と外国通貨との間又は異種の外国通貨相互間の換算は、次の各号に掲げる区分及び方法による場合を除き、当該規定においてその額について当該換算をすべき取引又は特定受任行為の代理等が行われる日における外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第七条第一項に規定する基準外国為替相場又は裁定外国為替相場を用いて行うものとする。

一　法別表第二条第二項第一号から第三十七号までに掲げる者の項に規定する政令で定める業務及び同表第二条第二項第四十号に掲げる者の項に規定するカジノ業務に係る取引のうち、本邦通貨と外国通貨との売買を伴うもの　当該本邦通貨と外国通貨との売買において適用される実勢外国為替相場を用いて換算する方法

二　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（身分証明書の様式等）

第三十三条　［同上］

［一・二　同上］

［号を加える。］

2　［同上］

（外国通貨によりなされる取引の換算基準）

第三十五条　［同上］

一　法別表第二条第二項第一号から第三十七号までに掲げる者の項に規定する政令で定める業務に係る取引のうち、本邦通貨と外国通貨との売買を伴うもの　当該本邦通貨と外国通貨との売買において適用される実勢外国為替相場を用いて換算する方法

二　［同上］

附　則

この命令は、特定複合観光施設区域整備法の施行の日（令和三年七月十九日）から施行する。